

## 「高圧ダイレクトプランF/高圧フラットプランF」 に関する追加ご説明書

拝啓 この度は、当社の提供する電力供給サービス「高圧ダイレクトプラン F/高圧フラットプラン F」（以下、総称して「F プラン」といいます。）のご利用をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

F プランをお申込みいただくお客さまには、高圧電力供給契約申込書及び申込書内の重要事項説明書（以下「申込書等」といいます。）に付随する別紙として、本書の内容をご査収いただきますようお願い申し上げます。本書は申込書等の一部をなすものであり、本書に記載の無い事項につきましては、申込書等に記載の内容を適用いたします。

また、本書は申込書等の控えとともに、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 契約期間等

F プランの契約期間は、料金適用開始の日から、電気需給約款の定めに基づき電力需給契約が終了する日までとします。

※但し、料金適用開始の日から5年間を最低利用期間とします。

### 2. 基本料金の無料期間

F プランのお客さまの基本料金は、供給開始日が属する月を1ヶ月目として3ヶ月目まで無料とします。

### 3. 中途解約の違約金

お客さまは、契約期間内にFプランの電力需給契約が中途解約される場合は、中途解約の違約金として以下に定める金額を、当社の請求に従い当社に対して支払うものといたします。なお、供給開始月から解約日が属する月までの月数を「経過月数」、期間を「経過期間」といいます。

＜経過月数が6ヶ月以上の場合＞

最低利用期間（料金適用開始の日から5年間）が満了する前に電力需給契約が解約される場合、当該解約日が属する月を1ヶ月目とし、お客さまの契約種別に応じた直近6ヶ月分の基本料金の金額（※1）を合算した額を支払うものとします。

＜経過月数が6ヶ月未満の場合＞

最低利用期間（料金適用開始の日から5年間）が満了する前に電力需給契約が解約される場合、〔経過期間における基本料金の金額（※1）の合計額 + 解約日が属する月における基本料金の金額（※1）×（6ヶ月 - 経過月数）〕の算式により算定される額を支払うものとします。

※1：実際の請求金額にかかわらず、日割計算や未使用時の半額規定等その他の割引条件を適用する前の金額により算出するものとします。

### 4. その他

前述の事項以外の契約条件については、それぞれ高圧ダイレクトプラン S/高圧フラットプラン Sと同一の内容を適用します。

以上